

特別口座に関する Q&A

Q1:特別口座とは、どういうものなのか

A:「株券電子化」により株式は、証券会社に株主様が開いた口座に保管されるようになりました。

昨年うちに証券会社にお預けにならなかった株式、または、証券会社にお預けになる事ができなかった単元未満株式については、株主様が開いた口座がないことから、発行会社（OKI）の方で口座を開き、その口座で管理されます。この、発行会社が開いた口座のことを「特別口座」といいます。

本年2月に「特別口座の通知」を送付し、この特別口座に入った株式数を株主様ごとにご通知いたしました。

このまま放置されても、株主様の権利は守られますが、この度、証券会社の口座への振替や単元未満株式買取請求につきご案内を差し上げました。

Q2:特別口座に入っている株数がわからなくなった場合、電話で問い合わせればよいのか、その場合の回答は郵送なのか

A:「みずほ信託銀行に電話でお問い合わせください。その場合、残高は「登録ご住所」宛に郵送されます。

Q3:証券会社の口座とは、どういうものなのか

A: 証券会社において、株式の売買等を行うための口座のことです。

Q4:証券会社の口座を開設したいが、どうすればよいか

A: お近く、もしくは取引されたい証券会社にその旨、お申出ください。

Q5:証券会社の口座への振替手続はどうすればよいのか

A: お送りしました「口座振替申請書」に必要事項を記入し、お近くのみずほ信託銀行、取次ぎ所であるみずほインベスターズ証券へご提出ください。

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行 証券代行部 (t e l 0120-288-324)

Q6:口座振替申請書の書き方を教えてほしい

A: 書き方のサンプルがありますのでご覧ください。 口座振替申請書の書き方

Q7:特別口座に入っている株数は単元株数(1000株)に満たないが、その場合でも証券会社の口座への振替は可能か

A: 可能です。

Q8:「口座振替申請書」に「機構加入者コード」、「口座番号」を記入する欄があるが、その記入方法は

A: その箇所の記入の要否も含め、お取引口座のある、各証券会社へお問い合わせください。

Q9: 「口座振替申請書」提出から振替完了までの期間はどのくらいか

A: みずほ信託銀行での受付日の4～5営業日後に振替が完了し、指定の口座に残高が発生します。

Q10: 「口座振替申請書」提出の際、本人確認書類は添付しなくてよいのか

A: 本人確認書類の添付は、不要です。

Q11: 「お届け印」がわからない場合はどうすればよいのか

A: 「お届け印」不明の場合は、みずほ信託銀行へご連絡ください。(t e l 0120-288-324) ご登録の住所へ「印影」を郵送いたします。

Q12: 「お届け印」の印影を送付してもらった住所が株主名簿と異なる場合はどうすればよいのか

A: 住所変更の届け出を先に行っていただくことになります。

Q13: 住所変更の手続きはどうすればよいのか

A: みずほ信託銀行へご連絡下さい。「変更届」をお送りします。また、インターネットのみずほ信託銀行のホームページからも用紙をダウンロードいただけます。なお、何度も転居した場合など旧住所と現住所とのつながりの確認が難しい場合には、個別にみずほ信託銀行にご相談ください。

Q14: 「お届け印」を紛失した場合はどうすればよいのか

A: お届け印を紛失された場合、お届け印を変更する必要がありますので、みずほ信託銀行へご連絡下さい。「変更届」をお送りします。また、インターネットのみずほ信託銀行のホームページからも用紙をダウンロードいただけます。

みずほ信託銀行のホームページ

Q15:「変更届」提出から手続完了までの期間はどのくらいか

A: 通常は2週間程度です。

Q16:各種変更を行う際に必要な添付書類として、「変更届」以外に「株主票」が必要とあるが、「変更届」にも「株主票（新）」がついている。別途「株主票」をつける必要があるのか

A: 「変更届」の保管と「株主票」の保管を別部署で行っているため、「株主票」の添付もお願いします。「株主票」に住所・印鑑以外の箇所を記載する必要はありません。

Q17:申請書及び変更届を取次所に持込で受け付けてもらえるのか？取次所に用紙類はそろっているのか

A: 取次所でもお受けいたします。用紙類は、取次所にも常備しております。

Q18:単元未満株式の買取請求の手続はどうすればよいのか

A: お送りした「単元未満株式買取請求書」をみずほ信託銀行にご提出ください。書き方のサンプルがありますのでご覧ください。なお、提出の際、お届け印が必要となりますのでご注意ください。（お届け印に関するQA⇒Q11、Q12、Q14）

買取請求書の書き方

Q19:代金振込口座の名義人は、請求者本人以外ではだめか

A: 通常は請求者ご本人の名義ですが、お届け印の押印があれば、他の方の指定口座でもかまいません。

Q20:振込手数料は株主が負担するのか

A: 会社負担となっております。

Q21:買取請求の場合、本人確認書類がないと、受け付けてもらえないのか

A: 「買取請求」の場合には、ご来店の場合には、原則として本人確認書類をご提示いただいております。郵送の場合には、同封がなくとも届出印の押印があり他の箇所に不備がなければ、受け付けております。

Q22:買増請求はできないのか

A: 当社は、単元未満株式の買増請求制度は採用しておりませんので、買取請求または口座振替をお願いいたします。

<口座振替申請書の書き方>

口座振替申請書
沖電気工業株式会社 特別口座 口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社 御中
 下記1.の私名義の特別口座の株式について、下記2.の私名義の証券口座あて口座振替を申請します。
 2009年7月24日

105 1234
 東京都港区西新橋1丁目1-1

電話(日中連絡先) 03-1234-5678 フリガナ カトウ タロウ
 加藤 太郎

1. 申請株式銘柄および株式数
 沖電気工業株式会社 特別口座株式数 418 株

2. 振替先証券口座

証券会社等および支店名	〇〇証券	証券	新宿	支店	出張所										
機構加入者コード	〇〇〇〇〇〇														
加入者口座コード	〇〇〇〇〇〇	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5

(社印) 6708 09/03/31

社印	登録入力	振替先確認	名簿確認
	審査	入力	検査
			入力

(ご注意)
 1. 本申請書は、特別口座の名義人と同一名義で開設された証券会社等の証券口座へ株式を振り替える場合のみお使いいただけます。
 2. 口座振替は、ご請求を受け付けてから振替先の口座に振替えられるまで、所定の日数がかかりますので予めご承知おきくださるようお願いいたします。
 3. 加入者口座コード等、振替先口座の情報が相違している場合は振替のお手続きができませんので、お取引の証券会社にご確認のうえ、正確にご記入ください。
 4. 左記1.に記載の様式数は、2009年3月31日現在の特別口座高株式数を示しています。上記日付以降の株式異動は反映しておりませんので、ご了承ください。振替の対象となる株式数は、特別口座に記載または記録されている株式数の範囲内でのみ、お取り扱いいたします。

書類に関するお問い合わせ先
 信託銀行株式会社 証券代行部
 東京都杉並区泉二丁目8番4号
 0-288-324
 (フリーダイヤル)

口座をお持ちの証券会社社名、支店名をご記入下さい。

口座をお持ちの証券会社にご確認下さい。

住所、名前、株式数は印字されております。

お届け印を押印下さい。お届け印がご不明の場合はみずほ信託銀行にお問い合わせ下さい。

<買取請求書の書き方>

特別口座用 単元未満株式買取請求書 (兼株式等の譲渡に係る告知) 兼 取次請求書
 (上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行法人)

会社名 **沖電気工業株式会社** 2009年7月24日 買取請求株式数(株) 418
 (※2009年3月31日現在)

提出先 みずほ信託銀行株式会社 あて
 私が所有する貴社の右記株式について、買取の取次または買取を請求します。買取代金は右記支払方法指定欄に記載の方法により支払うよう請求します。

株主番号

105 1234 電話(日中連絡先) 03-1234-5678
 東京都港区西新橋1丁目1-1
 加藤 太郎

届出印
 加藤

10. 金融機関口座振込
 〇〇 新橋支店
 カトウ タロウ
 加藤 太郎

21. ゆうちょ銀行現金払
 貯金事務センターから振替払出証券の日数を要します。窓口で本人確認書が必要となります。

11. 告知書類 有

住所、名前、株式数は印字されております。

お届け印を押印下さい。お届け印がご不明の場合はみずほ信託銀行にお問い合わせ下さい。

ゆうちょ銀行現金払いの場合は、こちらに丸をつけてください。

買取代金送金方法が銀行預金口座振込みの場合ご指定ください。